

休眠預金に関するお知らせ

2018年12月14日

野村信託銀行株式会社

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）」が2018年1月より施行されております。この法律によりお客様よりお預け入れ頂いた長期間異動のない預金（以下、「休眠預金」といいます。）につきましては、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

当社の当座預金・普通預金・通知預金・定期預金・非居住者円預金（以下、「本件預金」といいます。）に係る休眠預金の定義等につきましては、以下の説明をご覧ください。

＜本件預金に係る休眠預金の定義について＞

本件預金に係る「休眠預金」とは、最終異動日等（注1）から10年を経過した本件預金をいいます。

（注1）「最終異動日等」とは、本件預金に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

1. 後記＜異動に該当するお取引について＞に掲げる異動事由に該当する異動が最後にあった日
2. 将来における本件預金に係る債権の行使が期待できる事由（注2）として定めるものについては、本件預金に係る債権の行使が期待できる日（注2）として（注2）において定める日
3. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社が予め預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
4. 本件預金について、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(注2) 「将来における本件預金に係る債権の行使が期待できる事由」とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、「本件預金に係る債権の行使が期待される日」とは、次に掲げる事由に応じ定める日とします。

1. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
2. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合
当該事由が生じた期間の満期日
 - (a)後記<異動に該当するお取引について>に掲げる異動事由
 - (b)当社が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
3. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本件預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
4. 本件預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続きが終了した日
5. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限りす）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

＜異動に該当するお取引について＞

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
3. 預金者等から、本件預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本件預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

以上